

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和元年10月10日（木） 11時30分～12時15分
2. 場 所：第2応接室
3. 事 案 名：船橋市運動公園及び法典公園への指定管理者制度導入について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、健康福祉局長、市長公室長、企画財政部長、秘書課長、財政課長、行政経営課長、同課補佐
＜所管部局＞建設局長、都市整備部長、公園緑地課長、同課補佐
＜関係部局＞生涯学習部長、生涯スポーツ課長、同課補佐
＜事 務 局＞政策企画課長、同課補佐、同課係長

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

現在市直営で管理運営している船橋市運動公園及び法典公園について、指定管理者制度を導入する。

(2) 説明概要

- 運動公園及び法典公園の管理運営は、運動公園内に体育施設管理事務所（生涯学習部生涯スポーツ課所管）を設置し、常駐する市職員が行っている。
- 両公園は野球場・テニスコート等体育施設を中心とした施設であるが、施設運営の専門的な知識・ノウハウを持った職員の継続的な配置が難しく、現状の施設維持管理業務の実施にとどまっている。
- 両公園に指定管理制度を導入することで、事業者が持つ専門的な知識・ノウハウを活かして、利用者のニーズに沿った自主事業の実施やサービスの提供など新たな施策を展開することにより、施設の魅力向上やにぎわい向上に資することが期待できる。

(3) 質疑・意見等

- 現状においても施設稼働率が高い中、自主事業を実施すると、団体や一般の利用を制限することにつながらないか。
(回答) 自主事業については、一般利用が比較的少ない曜日や時間帯の中で検討を進めたいと考えている。
自主事業では、初心者向けの教室等も想定しており、今まで施設を利用したことがない市民の使用を促進できるという効果も期待している。
また、施設の空きスペース等でも自主事業が実施可能であるか検討を進める。
- 指定管理者制度導入後の本施設への関わり方をどう考えているか。
(回答) 公園緑地課と生涯スポーツ課が連携し、指定管理者に対してモニタリングや指導することができるように検討していく。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。